

児童手当給付事業の概要について

1 背景

令和6年10月1日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されることにより、「こども未来戦略」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、令和6年10月分（12月支給分）の児童手当から、制度の内容が次のとおり変更となります。

2 目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

3 主な制度の変更点（令和6年10月分（12月支給分）から）

- (1) 支給対象年齢が18歳までに拡大（現行は15歳まで）
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第3子以降の手当額が月3万円に増額（多子加算、現行は3歳から小学生まで第3子以降、月1万5千円）
- (4) 多子加算のカウント対象の年齢が、22歳年度末までに拡大
- (5) 支給回数が年6回に増加（現行は年3回）

区分	変更前	変更後（令和6年10月分から）
所得制限	あり	なし
3歳未満	月15,000円	月15,000円
3歳～小学生	月10,000円※第3子以降月15,000円	月10,000円
中学生	月10,000円	月10,000円
高校生（※1）	なし（児童数のカウントのみ）	月10,000円
大学生（※2）	なし	なし（児童数のカウントのみ）

第3子以降
月30,000円

※1 高校生…平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子
 ※2 大学生…平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

4 対象者

市民約950人。このうち、市への申請が必要な人は約500人

申請が必要な人の例 （詳細は別紙フローチャートを参照）	申請が不要な人の例
①対象拡充で新たな受給対象となる例 ・高校生の子どもがいる世帯 （一部申請不要の場合あり） ②所得制限の撤廃で新たな受給対象となる例 ・対象年齢の子どもがいて、現在児童手当を受給していない世帯	①現受給者（中学生以下の子どものみを養育）のうち、第3子以上がいる世帯 ②現受給者（中学生以下の子どもを養育）のうち、大学生の子がおらず高校生の子がいる世帯

5 申請受付期間等

(1) 申請受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）まで

※以降も令和7年3月31日まで随時受付

(2) 申請受付場所

大船渡市保健福祉部こども家庭センター（DACC O）

（大船渡市盛町字町10番地11 サン・リアショッピングセンター2階）

6 事務日程

令和6年6月25日	市議会第2回定例会 ※補正予算案可決後、システム改修等対象拡充準備に着手
令和6年8月13日	拡充対象者で市への申請が必要と見込まれる人へ申請勧奨通知を送付 （約500人）
令和6年9月2日	申請受付開始（令和6年9月30日まで） ※以降も随時受付 場所：大船渡市保健福祉部こども家庭センター（DACC O）
令和6年9月26日	市議会第3回定例会 ※補正予算案可決後、支給に向け準備を進める予定
令和6年12月上旬	令和6年10月分と11月分を支給（既存対象者を含む）
令和7年2月上旬	令和6年12月分と令和7年1月分を支給
令和7年4月上旬	令和7年2月分と3月分を支給

児童手当制度変更 申請【必要or不要】確認フローチャート

大船渡市から児童手当(特例給付)を受けていますか？

はい

いいえ

高校生(※1)のお子さんがいますか？

お子さんを養育している方の中で
所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

はい

いいえ

高校生のお子さんは算定児童(※2)
として登録されていますか？

勤務先にお問い合わせ
合わせください

いいえ

はい

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれから
H18.4.1生まれまで」がいて、その子を含
めて3人以上のお子さんがいますか？

所得の高い方の住民登録地
(住民票のある住所)は大船渡市ですか？

いいえ

いいえ

いいえ

申請は不要です

はい

所得の高い方の住民
登録市町村にお問い合わせ
合わせください

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれから
H18.4.1生まれまで」がいて、その
子を含めて3人以上のお子さんが
いますか？

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれから
H18.4.1生まれまで」がいて、その子を含
めて3人以上のお子さんがいますか？

いいえ

はい

はい

はい

いいえ

申請が必要

・額改定請求書

申請が必要

・額改定請求書
・監護相当・生計費
の負担についての
確認書
・大学生年代(※3)
の子のマイナン
バーがわかるもの

申請が必要

・監護相当・生計費の
負担についての確認
書
・大学生年代(※3)
の子のマイナンバーが
わかるもの

申請が必要

・認定請求書
・監護相当・生計費の負
担についての確認書
・受給者の健康保険証
・振込先口座がわかるも
の
・受給者、配偶者、大学
生(※3)年代の子のマ
イナンバーがわかるも
の

申請が必要

・認定請求書
・受給者の健康保険証
・振込先口座がわかるも
の
・受給者、配偶者のマイ
ナンバーがわかるもの

※1高校生…令和6年度末時点で16歳から18歳までの人

※2算定児童…児童手当の支払い対象でないが、児童数にカウントする児童のこと。制度変更前は高校生が対象。
別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。

※3大学生年代…令和6年度末時点で19歳から22歳までの人